

令和6年 第4回

南会津町議会全員協議会 会議録

南会津町議会

令和6年南会津町議会全員協議会会議録目次

9月12日（木）

◎議事日程	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎町長挨拶	3
◎議題	4
南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合との統合について	4
下水道使用料の改定について	14
観光施設の在り方検討に係る経過報告について	21
南会津町議会グループLINE運用申合せ事項（案）について	31
◎閉会の宣告	36

令和6年第4回南会津町議会全員協議会

議事日程

令和6年9月12日（木曜日）午前11時20分開会

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 議題
 - (1) 南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合との統合について
 - (2) 下水道使用料の改定について
 - (3) 観光施設の在り方検討に係る経過報告について
 - (4) 南会津町議会グループLINE運用申合せ事項（案）について
- 4 閉会

出席議員（16名）

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
5番	古川晃	議員	6番	渡部裕太	議員
7番	森秀一	議員	8番	川島進	議員
9番	湯田芳博	議員	10番	室井英雄	議員
11番	丸山陽子	議員	12番	楠正次	議員
13番	湯田哲	議員	14番	高野精一	議員
15番	渡部訓正	議員	16番	山内政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
川島敬章	教育長	月田啓	総務課長

星 良 栄	総合政策課長	佐 藤 隆 士	総合政策課長補佐兼 企画政策係長
鈴木 秀 和	住民生活課長	湯 田 賢 史	健康福祉課長
渡 部 秀 介	商工観光課長	遠 藤 知 樹	環境水道課長
山 内 大 和	環境水道課 経営係長	渡 辺 健 二	会計室長
阿久津 勝 英	学校教育課長	渡 部 浩 明	舘岩総合支所長
菅 家 康 夫	伊南総合支所長	平 野 芳 和	南郷総合支所長
鈴木 康 徳	南会津地方広域 市町村圏組合 事務局長	阿久津 正 治	南会津地方 環境衛生組合 事務局長
斎 藤 成	南会津地方広域 市町村圏組合 統合準備室長		

事務局職員出席者

星 博 文	事務局長	阿久津 文 稔	議事係長
-------	------	---------	------

開会 午前11時20分

◎開会の宣告

○山内 政議長 皆さん、大変ご苦労さまです。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和6年第4回南会津町議会全員協議会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

本日の全員協議会は、町長からの申出により開催するものです。

次第はお手元に配付のとおりです。



◎町長挨拶

○山内 政議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。

町長。

○渡部正義町長 本日は、議会全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、本会議に続いての会議ということで、議員の皆さんにはお時間をいただきまして、改めて厚く御礼申し上げます。

本日、全員協議会でご報告申し上げます事項は3点でございます。

まず、1点目ではありますが、南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合との統合についてであります。

両組合の統合につきましては、令和6年6月に開催されました議会全員協議会で、統合に係る全体スケジュール、本町において必要となる議決事項等について、ご説明していただいたところであります。

このたび、両一部事務組合議会へ、統合に係る進捗状況の説明、新たな規約の案の説明が行われたことを受け、本町議会においても同様に、その内容を組合から説明していただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日の説明に当たり、広域圏組合、衛生組合のそれぞれの事務局長等の皆さんには、本当に感謝を申し上げます。

次に、2点目の下水道使用料金の改定についてではありますが、現在、赤字経営となっております

ます下水道事業会計につきまして、下水道使用料の改定に向け、下水道事業の現状、改定に向けた使用料の考え方、改定時期等について、ご説明をさせていただきたいと考えております。

次に、3点目ではありますが、観光施設の在り方検討に係る経過報告についてであります。

令和6年5月に開催されました議会全員協議会において、南会津町観光施設評価業務報告書について、ご説明をさせていただきました。その後、6月24日から27日にかけて、町内4地域で観光施設評価結果住民説明会を開催するとともに、評価結果に対する意見募集を行いましたので、その概要及び現在の検討状況につきまして、報告をさせていただきます。

以上3項目の具体的な内容につきましては、それぞれ担当課長等よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議員の皆様におかれましては、今後とも町政運営につきまして、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。



◎議題

○山内 政議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について実質審議をする場ではなく、理解を深めるため、協議または意見を調整する場であります。

なお、運営は、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規定に基づき進めます。

また、南会津町議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は、答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

(1) 南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合との統合についてを議題とします。

説明をお願いします。

統合準備室長。

○斎藤 成南会津地方広域市町村圏組合統合準備室長 おはようございます。

貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私から、大きく2点、ご説明させていただきます。

まず、これまでの統合の進捗状況、あと、統合に係る構成町村の議会で議決を要する議案についてご説明させていただきます。

ここ南会津町につきましては、南会津地方広域市町村圏組合の規約の変更と南会津地方環境衛生組合に係ります規約の変更と組合の解散、解散に伴う財産の処分ということで協議となります。

1枚めくっていただきまして、1ページ目、統合の進捗状況についてでございます。

(1) 統合の手続につきましては、これまで、スケジュールに基づきまして進めております。環境衛生組合の解散の手続につきましては、現在、関係機関と打合せをしながら進めておりますが、解散の議決後に、それぞれの協議のほうを進めていきたいということで考えております。

(2) 規約の変更です。両組合の規約の変更につきましてはですが、まず、広域圏組合の規約の変更、第3条の共同処理する事務、第5条、議員の定数、あと附則ということで、3つ変更を検討しております。

環境衛生組合の規約の変更は、統合に係るものでございますので、附則というものでございます。このうち、広域圏組合の議員の定数でありますけれども、4月の議長会から検討していただきまして、6月28日の議会代表者会議で提案がございました。

まず、定数につきましては、構成町村、4つの町村それぞれ1名ずつ増やしまして、12名から16名というようなこととなります。

議決の特例につきましては、設けないというようなことでのご提案がございました。内容につきましては、後ほど規約のほうでご説明させていただきたいと思っております。

(3) 組織についてでございます。

当初の説明では、係制というようなことで検討しておりましたが、環境衛生組合の環境衛生課につきましては、環境行政、一般廃棄物処理など大変大きな業務でもございます。また、統合後につきましては、課長につきましては、議会説明など重要なポストとなることも考えられますので、課制として、現在検討している状況でございます。課制とした場合につきましてはの人員配置、職制についても、現在、両組合の事務局長が中心となって検討している状況です。

(4) 組合の議会につきましては、8月29日に両組合の議会の中で説明させていただいております。

(5) 業務の相違点と調整方針についての①条例、規則等の調整です。

基本、広域圏組合の条例、規則を用いるわけでございますけども、環境衛生組合から引き継ぐものもございます。大体50件ほど、今回改正や新たに制定するものがございますが、現在、広域圏組合と環境衛生組合から1名ずつ職員を選出いたしまして、すり合わせ作業を行っている状況でございます。

2 ページ目の②財務システムです。

予算管理、歳入歳出の執行管理をする財務システムにつきましては、両組合とも同じ会社で運用しております。

現在、広域圏組合につきましては、庁舎建設から5年が経過いたしまして、システムの更新作業を行っております。環境衛生組合につきましては、更新作業はないので、引き続き利用しておりますけども、今後調整をしながら、それぞれのシステムの予算科目であったり、統合を含めて調整していく状況でございます。

③の事務系システムです。

主にメール、スケジュール管理、会議室等の予約等の事務系システムでございますが、こちらも広域圏組合、建設から5年が経過したということで、現在、システムの更新につきまして、7月に新しく業者を決定しております。令和7年1月1日から運用するために、今後、機器の設置、運用試験などを行っていきたいと考えております。

現在、環境衛生組合には事務系システムがございませんでした。今後、西部の環境センター内の施設との接続につきましては、光回線の設置経費、あと、それぞれのシステムのパソコン等のリース料などが発生しますが、8月の組合議会で補正予算等、承認いただいております。

④予算につきましては、当初、一般会計として整理する運びでいしましたが、やはり環境衛生組合につきましては、ごみ処理手数料、あと斎場の使用料など、事業収入がございます。また、構成町村の負担を明確化するために、今回、特別会計を設置して運営していきたいというようなことで考えております。

それに伴いまして、予算科目につきましては、これまでの環境衛生組合の予算科目を引き継いで運営していくということでございます。令和7年度の当初予算の査定につきましては、例年どおりに進めていきたいというようなことで考えております。

⑤決算につきましては、3月31日をもって打切り決算となります。例年、出納整理期間というのが4月1日から5月31日までございますが、打切り決算ということで3月31日までの決算になりますので、仮に3月を出納整理期間と設けまして、その期間に、令和6年度の収入の調定、支出負担行為に係る未収金、未払金の整理を衛生組合の職員の方をお願いしております。

す。

続きまして、3ページからになります。

分かりやすいように新旧対照表を添付させていただきました。

まず、南会津地方広域市町村圏組合規約の変更でございますが、第3条、共同処理する事務ということで、1号から8号までは、これまでの広域圏組合の共同処理する事務に、9号から13号までの5つを環境衛生組合の事務として追加するものでございます。9号では、一般廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する事とということで、これまで同様、3町に限るものとして、括弧書きをそれぞれ、5つの号には追記してございます。

第5条、議員の定数です。

これまで12名としていた議員の定数につきましては、それぞれ町村1名ずつ増やしまして、16名というようなこととなります。これは、南会津町、下郷町、只見町につきましては、環境衛生組合からの議員というようなことで考えてございます。檜枝岐村につきましては、これまで1名、議長のみ議員の選出というようなことでございますが、議長のほかに1名加わっていただくというようなことでの2名ということでございます。

第2項の文言につきましては、これまで「南会津町、下郷町、只見町の議会において」というものを削るものでございます。

附則につきましては、第2項といたしまして、「令和7年3月31日をもって解散する南会津地方環境衛生組合の事務を承継する。」ということで、第2項、第3項が、「解散に伴う決算の認定」ということで追加するものでございます。

6ページから10ページにつきましては、改正後の規約でございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

11ページになりますが、こちらは、南会津地方環境衛生組合の規約の変更でございます。

最後、附則に第3項といたしまして、「組合の解散があった場合においては、南会津地方広域市町村圏組合がその事務を承継する。」というような1項を追加するものでございます。

12ページから14ページまでが、改正後の南会津地方環境衛生組合の規約でございます。

15ページに移りますが、こちらは、南会津地方環境衛生組合が解散いたしまして、その財産を新しく南会津地方広域市町村圏組合に帰属させるというようなことでございます。

主な財産の内訳でございますが、(1)土地、(2)建物、(3)車両等、あと、財政調整基金がでございます。令和5年度末の基金残高は1億5,206万180円でございます。今回、8月の議会におきまして、約2,200万円ほど積立てするというようなことでございますので、令和

6年度末の基金残高1億7,400万円ほどが、財政調整基金として南会津地方広域市町村圏組合に帰属させるというようなことをございます。

あと、こちらの財政調整基金につきましては、新しい組合の中でも、今現在、検討中ですが、目的基金として、施設の整備等で運用していくようなことで考えております。

最後、17ページになります。

今後の事務の日程でございます。

現在、各町村の議会の全員協議会でご説明させていただいております。10月になりまして、それぞれの町村に規約の変更の協議をいたします。それぞれの町村の12月議会で規約の変更の議案を提出していただきまして、議決後には、まず南会津地方広域市町村圏組合の規約の変更は、振興局のほうに許可申請を提出していきます。

環境衛生組合につきましては、12月議決後に振興局のほうには、規約の変更の許可申請書、組合の解散、財産の処分については届出というようなことでの事務を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 今ほど説明がありました。それで、それぞれ衛生組合、それと広域組合の規約を見ていると、内容的に一本になるところではあると思うんですが、この2つの組合は、それぞれ3町1村の関係もありまして、なかなか一本にはできないというのが実情かなと思いますが、内容も、議会もそれぞれ存在しますし、管理者、副管理者も置いたり、経費も別というような運用になってまいります。

そこで、一本化、一本となるものは何か。財産等関係が一つかなというふうに見ておりますが、あと、今ほどありました事務の承継というのが出ているようではありますが、この辺どのように、一緒にはなるんですが、その辺の区分を我々はどう見たらいいのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○山内 政議長 広域圏組合統合準備室長。

○斎藤 成南会津地方広域市町村圏組合統合準備室長 お答えいたします。

一本化につきましてですが、統合につきましては、総務部門の統合を計画しております。今

まであります環境衛生組合の、それぞれの事務と申しますか施設の管理、あとは、それらに係る維持管理的なものにつきましては、今までどおり変更はございません。

主に総務部門、事務等の事務職員ですか、どちらにも総務課、総務係がおりますので、そちらを一本化するというようなことでの統合ということでご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうから加えてご説明申し上げますが、まず、管理者会というものが、2つあるやつが一つになります。それから議会も、2つの議会が一つになる。議会のほうについては先ほどお話がありましたように、議員定数は12人から16人に増やした形での運営と、こういうことで提案でございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 内容的には分かりました。今後また進むにつれて、大分明確になっていくのかなというふうに思います。

課制の関係については、進めていただくというようなことで、非常によかったかなというふうに思います。

以上でございます。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 議員定数が、これまで12人の状態のときには、南会津町は割合でいうと50%、下郷町が25%、只見町が16.6%、檜枝岐村が0.8%というような割合でしたけれども、今度は、南会津町が43.7%、下郷町はそのまま25%なんですけど、今まで人口割であったり、そういうことを考えた上で、構成町村の半分を南会津町で持っていたのが半分以下になると。このことについて、特に組合の中で議論はなかったのかどうか、あったのかどうか伺いたいと思います。

もう一点、1名ずつ増やすというふうになった経緯というか、やっぱり根拠とかが必要だと思っんですけども、そこを聞きたいと思います。

○山内 政議長 統合準備室長。

○斎藤 成南会津地方広域市町村圏組合統合準備室長 お答えいたします。

4月の議長会がございまして、規約の変更の議員の定数につきましては、事務局で議論するものではなく、やはり議会として検討していただくことがベストかなということで、議長会のほうに依頼をいたしました。

この間、議長会のほうで検討していただきまして、6月に、それぞれの町村から1名ずつ増やしての16名というようなことでの要請がございました。

経過につきましては以上のことでございます。

あと、組合の議員の数でございますが、やはりこれまで、平成29年度、平成28年度ですか、その時代にも、増やすことが議論されていると聞いております。今回も、確かに人口割であったり面積割というの、それぞれ資料として、議長会のほうにも提出しております。

その中で、両組合が本来であれば、合わされば、当然二十二、三名というようなことになりましても、やはりそれでは、せつかくの統合での総務部門の経費削減というようなことにはつながらないというようなことで、それぞれの議長の中で検討していただきまして、やはり環境衛生部門がなくなるというようなことでございますので、それぞれの町から1名ずつ環境衛生部門の議員を選出していただくと。

あと、檜枝岐村につきましては、これまで議長のみで、檜枝岐村の議長が組合の議長になった場合、質疑等が思うようにできないというようなことがあったと聞いております。そういったことでございますので、議員につきましても1名追加で、それぞれの町村1名ずつの、平等といえますか、そういった形での話というようなことでは聞いております。

以上でございます。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

7番、森秀一君。

○7番 森 秀一議員 広域圏組合の議員でありながら、質問というのも大変失礼なんですけど、ちょっと聞きそびれた部分があったものですから、確認したいと思いますが、規約の第13条、両方とも同じ13条なんですけど、負担割合、これについて、環境衛生組合のほうですと、人口割からみんな100%になっていて、広域圏組合の場合は均等割があつての、そのほかパーセントがあるという状況なものですから、これについて、2月の広域圏組合のときには、私、質問したんですが、そのときは1年間かけて協議しますということだったものですから、これについて、どのようなことになっているのか。もし確定していないのであれば、いつこれらが説明されるのか、それについてお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 統合準備室長。

○斎藤 成南会津地方広域市町村圏組合統合準備室長 お答えいたします。

広域圏組合につきましては、規則、規約には載っておらず、条例で整備しております。それぞれ南会津地方広域市町村圏組合につきましては、均等割が20%、あと人口割が80%という

ようなことでの整理をしております。

環境衛生組合につきましては、今ほどありました総務の管理部門につきましては、人口割100%で整理しております。あと、それぞれごみ処理、し尿処理、火葬につきましては、利用割というようなことでの3つの町での負担割合になっております。

現在、こちらの総務部門を一本化することによりまして、これまで環境衛生組合、人口割100%でありましたけども、こちらを均等割20%で人口割80%がいいのかは、やはり統合の経費、これからかかる経費について、これまであまり増えることがないように、今調整をしているところでございますので、今ほどの割合につきましては、今後検討していくというようなことでございます。

以上です。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、今ほどの答弁の中で、人口割というのが100%に、原案としてはなっていますよね。ただ、その前段というか、これまでやってきた均等割2割というのが入って、そして、人口割というのが8割というような形が、やっぱりそれをなくする根拠的なものというのは、どのような意味合いなのか。

本来は、中身的に今、変わっていないわけですから、それがそのまま統一するに当たって、一応そういう形で整理をされたほうが、やっぱり全体的に納得しやすいんじゃないかというふうに考えますが、その議論はどうだったんでしょう。

○山内 政議長 統合準備室長。

○斎藤 成南会津地方広域市町村圏組合統合準備室長 お答えいたします。

やはり現在検討している中で、人口割100%というようなことでの議論もありました。こちらを均等割20%にした場合ですと、こちらの南会津町ですと、やはり負担額が減る計算になります。それぞれの均等割の分につきましては、只見町、下郷町さんが若干負担を負うのかなというようなことで、令和6年度の当初予算の金額で計算して検討はしております。

やはり今度、総務部門につきましては、金額が大分抑えられるということでございますが、当初予算の要求段階で、どの割合がいいのか。こちらは条例でございますので、2月の組合の議会で議案として提出していただくこととなりますので、それまでには早い段階で、どの割合がいいのかは検討していきたいというように考えております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 やはりその、準備室長が今説明をされたような形が出てくるとなると、何で南会津がというような指摘は、やっぱり私らにも出てくるのではないかなというふうに思うんです。そういうのがあんまり出ないような形で、今回もそういうものをやるべきではないのかなというふうに考えますが、これについては、準備室長の答弁というような形にはならないと思いますので、どうなんでしょうかね、管理者である町長が、そういう議論というのは4町村の中では出なかったんですか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 まず、衛生組合の管理者という立場なんです、衛生組合の業務部門、これについては、負担金の割合も含めて新しい組合に引き継ぐというふうな認識で私はおります。

総務部門、こちらが衛生組合のほうと、それから広域圏組合のほうの取扱いが違うので、この部分の調整は出てくるんだろうと思います。管理者会の中で、その部分をどうするかという具体的な話までは至っていないのかなというふうに思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応私らも、やっぱりこういう形で説明を受けている場合、今回の統合に当たって、南会津町は負担関係は、4町村均等にというか、そういうことが、やっぱり負担が増えるみたいな形のものではなくすようにしないと、これ、全体的に南会津町として、議員は何やっているんだというような形もあり得るのではないかなというふうに思いますが、そういうところについては、どのように考えられますでしょうか。

○山内 政議長 広域圏組合事務局長。

○鈴木康徳南会津地方広域市町村圏組合事務局長 ただいまの事務部門の負担割合でございまして、ただいま室長のほうから説明あったように、今検討している最中でございます。

その中で、現在の負担割合、これが2つになっておるわけですね。広域については均等割2割の人口割8割、あとは、環境衛生組合については人口割100%ということで、それが、現在の負担額が大きく変わらないように最大に配慮したいとは考えてございます。

考えると、ちょっと面倒くさい話になるんですけど、そこは十分説明できるように、予算の際は検討したいと考えております。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ぜひこのところは、統合に当たって、やはり統合については、私自身、反対をしているということではないんですが、そういった負担割合が、やはり一番面積も大きいし、あとは当然、人口も大きいですし、広大な面積を有している本町ですから、そう

いうところを皆さんに、住民の方に、こういうふうによくなるんだから、経費削減に向けてやるんだよと。ただそのときに、負担割合がちょっと、何だ、おまえら何やっているんだというような話が出ますよ、そうなれば。だから、そうならないように、大変でも事務局に頑張ってもらいたいなと私は思います。

以上、これは私の要望的なものというような考えで、一応考えていますので、事務局、大変だと思うんですが、よろしく願いできればと、私の意見として。

○山内 政議長 答弁はよろしいですか。

○15番 渡部訓正議員 今回の段階では出ないと思いますので、一応意見として述べさせていただきます。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 期限の決まった中での統合ということで、これ執行部、大変だなと思います。

ただ、一つお伺いしたいのは、先ほど町長が決算概要で、4ページにありますが、組合が大型の建設工事をこれから考えておりますという話がありましたので、今後、衛生組合における工事というのは大体、私が聞いているのでは30億円か、それくらいかなと思っているんですけど、実際的にこれから、この統合によって衛生組合でかかる大きな工事というのは、大体額面でどのくらいあるのか。それもあれば、出してもらえればありがたいなと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 なかなか事務方で答えにくい話だと思いますので、私のほうからお答え申し上げます。

衛生組合のごみ処理施設の基幹改良というものが、耐用年限との絡みで、だんだんその時期に来ているというようなお話を報告受けているところであります。その時期について、管理者会の中で話した中では、やっぱりここ、今度新しくなる組合のほうでは、消防業務のまだ残っている事業もございいますから、その辺との調整をしながら、今後詰めていくというようなことで、我々のほうでも、そういった事業が必要だというようなことは認識しているところであります。

なお、事業費については、現時点で数字を表すというのは、まだそういう段階ではございませんので、それはご容赦をいただきたいと思います。

○山内 政議長 14番、高野精一君。

○14番 高野精一議員 正直申しまして、この分担金が、今度は各町村へかかっていくことになると思うんですが、ただ、議員も最近、みんな若い人になってきているものですから、できればその経過とか、これからの計画案とか、そういうものも提示していかないと、議論になっていかないとしますので、もしそれをこっちで要望したら、それは提出していく考えはあるのかどうか伺います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 基幹改良の話を申し上げましたが、これは衛生組合が統合しようがしまいが、いずれやらなきゃいけない大型事業だと思います。そういったことを考えると、新しい組合においてその辺を、事業費の精査をしたり、それから予定年度の整理をしたりというようなことで、今後調整していくというようなことをございますから、現時点で、それに基づく何か資料とか、そういったものをお出しできる段階ではないということをご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（１）南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合との統合についてを終わります。

ここで、暫時休憩します。

昼食休憩とします。

再開は午後１時とします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○山内 政議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、（２）下水道使用料の改定についてを議題とします。

説明をお願いします。

経営係長。

○山内大和環境水道課経営係長 環境水道課経営係長の山内です。

私のほうから、下水道使用料の改定についてご説明いたします。

下水道事業の運営については、地方公営企業法の適用を受けており、経営に関する費用を下水道使用料等で賄う、いわゆる独立採算性の原則に基づき、運営しなければならないとされています。

令和5年度に策定いたしました下水道事業経営戦略において、向こう10年間の運営に基づく基本方針を定めたところではありますが、収益面においては使用料収入の減少が見込まれている一方、費用面においては、施設設備の老朽化による更新費用の増加や動力費高騰などの影響により増加傾向にあり、大変厳しい経営状況であることが示されております。

以上の状況を踏まえまして、令和6年5月28日に、上下水道事業運営審議会に対し、下水道使用料の改定について諮問を行いまして、現在審議会において、受益者負担の原則に基づく適正な下水道使用料について審議・検討を行っていただいているところです。

本日は、下水道使用料の改定に係る基本的な考えについて、資料を基にご説明いたします。

改めまして、資料2の1ページ目をご覧ください。

1、下水道施設の状況ですが、右の表のとおりであり、管路の総延長は、令和5年度末時点で約107.2キロメートルとなっています。

2、下水道使用料の沿革ですが、資料の6ページをご覧ください。一番裏のページになります。

合併前は、田島地域の公共下水道と南郷地域の特定環境保全公共下水道、林業集落排水使用料、そして田島地域の農業集落排水使用料が、ほぼ同じ使用料体系となっていました。一方、舘岩地域と伊南地域の農業集落排水使用料については、田島地域、南郷地域の使用料より割高に設定されていたところです。

同じページの右側をご覧ください。

平成18年の町村合併の際、町内の下水道使用料体系を統一し、使用者負担の公平を図りましたが、その使用料体系は田島地域、南郷地域の使用料をベースに設定され、舘岩地域、伊南地域については使用料が減額となったところです。

その後、消費税増税や物価上昇に対応するため、平成28年度に使用料改定を行いましたが、3年後の令和元年10月の消費税改定時には、景気の低迷等を踏まえ、使用料改定は行わず、経費削減等にて対応してまいりました。その際、消費税増税分の改定を行わなかったため、消費税増税に係る2%分については、実質、使用料値下げの措置が講じられたところです。

資料戻りまして、1ページ目、3、下水道事業を取り巻く現状については、冒頭説明したとおりでございます。

2 ページ目に、使用料の推移と営業費用の推移のグラフが掲載されておりますので、参考までにご覧ください。

続きまして、4、一般会計から繰入金をご覧ください。

法適用化以前の下水道事業については、事業運営に係る人件費が一般会計側に計上されており、また、決算時において赤字があったときは、一般会計からの繰入金、いわゆる基準外繰入金により赤字が補填されていました。

法適用化により経理の見える化を図った結果、人件費や減価償却費が適正に計上されるようになりましたが、現在の使用料収入のみでは経費が賄えず、人件費の一部と工事の際に借り入れた企業債の償還金については、引き続き一般会計からの繰入金に頼っている状況です。

動力費などの物価高騰の影響もあり、現金支出が増加傾向にあります。法適用化以前のような赤字補填を目的とした繰入れを行っていないため、下水道事業会計としての資金は年々減少している状況です。

一般会計からの繰入金があるということは、本来、福祉や教育などの分野で使える財源を、受益者や利用者が限定されている下水道事業に支出していることを意味しており、使用者負担の原則、独立採算性の原則からすると、早急に経営改善に取り組む必要があります。

5、経営改善の取組ですが、これまでの経営改善の取組の一部を簡単にご説明いたします。

(1) 施設の統廃合ですが、令和7年度末までに高杖原処理場を廃止し、上郷処理場に接続予定です。また、令和10年度末までに古町処理場を廃止し、南郷処理区に接続予定となっております。処理場の維持管理には、管理委託料や動力費などの費用が発生しており、それらの施設の最適化を図り、動力費や更新需要の削減を図っているところです。

続きまして、(2) 民間活力の活用ですが、施設の維持管理業務や使用料の賦課徴収、開閉栓手続などの窓口業務を包括業務委託として民間に委託することで、技術力の確保と業務効率化、さらに滞納対策の強化に努めております。

(3) モニタリング力の強化ですが、各処理場やマンホールポンプに運転監視システムを設置し、稼働状況をリアルタイムで監視することで汚水処理工程の効率化を図り、動力費削減の取組を進めております。

(4) 資産の有効活用ですが、下水道処理施設の管理業務受託者の事務所として、都市環境センターの事務室の一部の貸与し、収入確保の取組を進めております。

6、今後の見通しですが、令和5年度に策定した経営戦略では、経営改善の取組を進めてもなお、令和12年度には資金不足となる見通しとなっておりますが、令和5年度の最新の決

算の経営状況を踏まえて改めて試算した結果、動力費などの物価高騰の影響が大きく、令和9年度には資金不足に陥る見通しとなりました。

資料1 ページ目の施設の状況にありますとおり、町内の全ての下水道処理施設は、供用を開始してから20年以上が経過しております。下水道に係る処理機械設備の耐用年数は、おおむね20年となっておりますので、これから本格的な施設更新時期を迎えますので、一般会計に頼らず、更新費用を使用料収入で賄うためには、使用料の改定は必須な状況となっております。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

7、下水道への接続状況についてですが、右の表のとおりであり、接続率は85.9%となっております。下水道処理区域内であっても、供用開始以前に浄化槽を設置した宿泊施設やアパートなどの集合住宅については、生活に支障を来していない場合が多いため、下水道への接続誘導は難しいと考えております。

また、くみ取りや簡易水洗の方のほとんどは、独り暮らしや高齢者世帯などが多いと思っておりますので、これから高額な設備投資をして接続していただくには、ハードルが高いと考えております。このことから、接続率については、ほぼ頭打ちの状況であると考えております。

8、改定する使用料の考え方ですが、ここからが使用料を改定するに当たっての基本的な考えになります。

経営戦略によりますと、令和15年度までの10年間で必要となる運営経費を算出した結果、下水道使用料は、1立方当たり320円まで値上げが必要であると試算されています。また、令和5年度決算における経営分析によりますと、使用料単価が1立方当たり210.56円に対して汚水処理原価は1立方当たり293.21円となっており、使用料収入によって汚水処理費用が賄われていない状況となっております。

現在の使用料収入は、10立方当たり2,090円となっておりますので、汚水処理原価と比較すると、将来的には、10立方当たり3,200円程度への使用料改定が必要であると考えております。

(2) 下水道使用料と浄化槽処理費用の比較ですが、使用者件数分布を見ると、一月当たり10立方以下が47.74%、11立方から20立方の方が26.13%、30立方以下の使用割合で見ると、合計で89%と大半を占めております。

現在の下水道使用料における20立方当たりの一月の使用料は4,180円、年間で5万160円の費用負担となっておりますが、5人槽の合併処理浄化槽に係る維持費用は年間約5万8,900円であり、年間の使用負担額として約8,700円の差が生じている状況です。

以上のことを踏まえまして、7月30日に開催されました運営審議会で説明した結果、今回

の使用料改定に係る基本的な考え方について、以下のとおりまとめましたので、報告いたします。

まず、①汚水処理原価と使用料単価の差額の解消を図る。②下水道使用者と合併処理浄化槽利用者の費用負担を同程度にする。この2点については、経営改善と汚水処理に係る使用者の公平性を担保するためにも必要事項であると考えます。

③急激な負担増を緩和するため、上昇率は現行使用料の1.5倍、50%以内とする。こちらについては、日本下水道協会が発行している下水道使用料算定の基本的考え方に基づき積算しますと、現行使用料に対して2倍近い改定が必要となり、使用者にとって急激な負担増となりますので、改定に係る上限率を設定するものです。

④5年ごとに下水道使用料が適正になっているかを検証する。こちらについては、上記の①から③を考慮すると、今回の改定では、経費回収率100%の達成は困難であると考えております。将来的に適正価格となるよう、5年ごとに使用料の改定を検討するものです。

最後に、⑤従量使用料が高額になり過ぎないように検討する。従量使用料とは超過使用料に当たるもので、11立方以上の使用者については1立方ごとに単価を設定し、その汚水量により負担いただくものです。事業者などの大口利用者につきましては、汚水処理に係る動力費などのコストも割高になることから、単価も割高に設定するなど、適正価格の検証を進めていきたいと考えております。

最後になりますが、9、使用料の改定時期ですが、令和7年3月の定例議会に条例改正の議案を提出予定です。議決いただいた後、利用者への周知期間を設けるとともに、冬期間の暫定料金の精算を行うため、7月分の使用料から改定したいと考えております。それまでの間にも、広報紙やホームページなどで、運営審議会の審議結果などを周知してまいります。

以上で説明を終わります。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 いろいろと意見をちょっと申し上げたいなと思っておるんですが、その前に幾つか質問させてください。

一つは、今資料を見て、説明いただいたんですが、資料の3ページの経営改善の取組、その中で、民間活力の活用というのが2番にあって、4番目に資産の有効活用というのがあるんで

すが、これはシミュレーションはしてみられたのか。シミュレーションをしたとすれば、どのくらいの経費が収入として見込まれるのか。あるいは、民間の場合ですとコストダウンになるのか、教えてください。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 答えいたします。

今、手持ちの資料がなくて、具体的に幾ら幾らというのはお示しできないんですが、実際に、委託したほうが若干下がるぐらいの状況でした。委託したことにより、人件費であったり、そういうもので支払っていたのより若干下がるんですけども、その分、滞納対策が進んだので、収入が上がるという効果を見込んで、民間委託のほうを行ったところですよ。

それから、資産の有効活用のほうも、行政財産の貸与の基準に基づきまして計算をして、それで、業者さんのほうにお支払いいただくという契約を結んでいるところですよ。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 価格の、いわゆる町民宛てに対して負担をいただく料金のアップというのは、非常に微妙な、ある意味では理解を求めなきゃならないので、そういう、できるだけコストを下げる対策というのは必要だと私は思うんですね。

でも、そのときに、できるだけやっぱり数値化していくことを、この程度しかコストダウンにならないのか、収入はこのくらいしか見込めないのかというものを、私は町民に示す必要があると思うんですね。

その上で、監査委員の意見書にもありましたけど、汚水処理が使用料以外の、使用料よりも多い負担をしているんですね。これってやっぱり、常識的にあり得ないことなんですよ、独立採算性ということではいけば。

そうすると、肝心なことをみんなで考えなければいけないのは、高いという、上がるという姿勢じゃなくて、水道料あるいは下水道料が高いという指標を、去年よりは高いんだ、今までよりは高くしなきゃいけないんだとかということもあると、つまり後年度に負担を回していくことになっていくんですね。

私は、これは政策と大いに関係するんですが、所得が増えていけば、水道あるいは下水道の料金が上がっても、それに対して、しっかりと対応していく能力があるんだろうと。ですから、これだけで物を考えると、上がった、高いという説明になるかもしれない。しかし、全体として見れば、時給が上がっていますよと、所得も上がっていますよ、こういう実態の中で、やはりその時代の住民が、使用に対するしっかりとした責任を持って払っていくという認識になる

べきだと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 ただいまご指摘いただきましたけども、やはり住民の方に負担を求めるといのは慎重に、そして、ある程度数値化を示してご理解をいただくと。今、環境水道の説明、今までが低かったというところもしっかり説明していかないと、この厳しい物価高の中で、それも上げるのかというような議論があると思いますので、そこは今後の説明の中で、しっかり論拠立てをして、行っていく必要があるというふうに考えます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 いろんな価値観を持った町民がいる。だから、いわゆる、あまり執行部については、好ましい意見よりは好ましくない意見のほうが届きやすいんですけども、ここは、やっぱり後年度に負担を回さないという意味で、ある意味思い切って、常識的に考えて、今ご説明ありましたけど、処理水の料金負担、これよりは収入額が上回るというものに、私はぜひ果敢に取り組んでほしいと、こういうことを申し上げて終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 今もありましたけども、こういう状況だと、これもやむを得ないのかなというふうに思うわけなんですけども、やっぱり住民側からすると、大変な負担増というふうになることは間違いないわけで、そのときに、先ほど広報紙とかホームページとかで、この後の経過を報告していくという話だったんですけども、パブリックコメントですとか、あと住民説明会といった、そのほかでの周知していくような方法、あるいは住民の声を聞くような手段というのをお考えでしょうか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 お答えいたします。

当然、先ほども説明いたしましたとおり、ご議決をいただいて、具体的に料金を示されるような状態になりましたら、住民の説明会ということを開いて、周知していきたいというふうに思います。

それまでは、こういった取組をしているという流れだけしか、住民の方には、まだ金額がお示しできない状態ですので、流れだけを周知して、議決後に説明会を開きたいというふうに考えております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そうしますと、大体金額が確定してくるのは、いつ頃になる見込みでしょうか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 年内ぐらいには、ある程度の数字は固められるんだろうというふうに思っています。ただそれは、議決をいただかないと確定した数字にはならないので、そこはちょっとご理解いただきたいなというふうに思っております。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そういった部分が明らかになってきて、住民に説明していくときに、こういう理由で改定し、皆さんに負担をお願いしますよというふうにやっていくわけなんですけど、そうすると、やっぱり住民のほうでは、えーっと言うんですね。このかなり厳しいご時世に、さらにここでも負担が増えるということに対して、それこそ町全体が、あれも負担が増、これも負担が増みたいな感じになっていってしまうことが、ちょっと心配だなというふうに思うので、住民に説明していくときに、やっぱり下水道事業というのは、とにかく南会津町の水、水源、これをきれいにしていく貴重な取組なんだと、それに対する対価というのもそれなりに必要なんだと。

住民の意識をマイナスのほうではなくて、やっぱり南会津の水を守る、自然を守るという、そういったポジティブな内容をぜひ前面に出していただけると、ちょっと違うのかななんて思ったりするんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長 住民の方に、そういった面でも分かっていたいただきたいなと思っておりますし、下水道によって、生活環境も高いレベルで生活できているんだということは説明して、理解を求めていきたいというふうに思っています。

ただ、料金を上げるということですので、かなり反発されるのは予想しておりますので、そこは真摯に説明をしていきたいというふうに考えております。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（2）下水道使用料の改定についてを終わります。

次に、（3）観光施設の在り方検討に係る経過報告についてを議題とします。

説明をお願いします。

総合政策課長補佐。

○佐藤隆士総合政策課長補佐兼企画政策係長 総合政策課長補佐兼企画政策係長の佐藤隆士と申します。

私からは、観光施設の在り方検討に係る経過報告についてということで、5月の臨時議会の全員協議会で、観光施設の評価結果の概要について説明させていただきましたので、その後の動き等について説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、大変申し訳ないんですが、資料の修正をお願いしたいと思います。

まず、資料3-3、3ページになりますが、だいくらスキー場の令和5年度の売上額についてですが、1億6,987万4,000円となっておりますが、これを1億5,440万1,000円に修正していただきたいと思います。修正の理由につきましては、ここだけちょっと消費税が入ってしまいましたので、修正をお願いしたいと思います。その下に、令和5年度と平成18年度の比較のパーセンテージを載せておりますが、これを78.3%を71.2%に修正いただきたいと思えます。

続きまして、5ページ、資料3-5になります。同じくだいくらスキー場の売上げ、一番上の段になりますが、1億6,987万4,000円を1億5,540万1,000円に修正いただいて、その右側に合計ということで、6億7,043万1,000円ということですが、これを6億5,495万8,000円に修正いただきたいと思えます。大変申し訳ありません。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。

まず、資料3-1、1ページをご覧くださいと思います。

この上段につきましては、6月24日から27日にかけて、町内4地域で開催いたしました観光施設評価結果住民説明会の出席者数や発言者数をまとめたものとなっております。各会場の出席者数につきましては、田島が48人、伊南が34人、館岩が40人、南郷が82人というふうになっておりまして、質疑の内容につきましては、スキー場についての質問や意見がほとんどで、次いで、指定管理者についての意見が多くございました。

下段につきましては、2、書面による意見書提出につきましては、先ほどの評価結果の説明会及びホームページ上で公表して意見募集を行った際に、意見書が出された人数となっております。全体では56人の方から意見書が提出されました。地域別では南郷地域が、説明会時と説明会以降を合わせまして30人と最も多く、施設別では、やはり南郷スキー場についての意見が多く寄せられました。

内容につきましては、賛否両論、総論賛成・各論反対、様々な意見が寄せられましたが、存続を求める声が、やはり中でも多く寄せられております。

2 ページ以降につきましては、観光施設の在り方を検討する際の判断材料の一つとなる基礎数値となります。

今回は、中小企業診断協会の評価におきまして、中止または売却という評価になった施設や、説明会あるいは意見書で質問、意見が多かったスキー場とゴルフ場について説明をさせていただきたいと思っております。

2 ページの資料 3-2 につきましては、4 スキー場の入り込み数の推移となります。町村合併いたしました平成18年度と令和5年度を比較しますと、4 スキー場とも大きく減少し、4 スキー場合計では半数以下の45.4%というふうになっております。

なお、それぞれの中で、主な特記事項につきましては、資料右側のほうに記載しておりますが、平成22年度の東日本大震災や平成27年度、令和元年度の少雪、さらには令和2年度からの新型コロナウイルス感染症などの影響がございました。

3 ページの資料 3-3 につきましては、4 スキー場の売上げの推移となっております。これにつきましては、先ほどの入り込み数同様、4 スキー場とも減少傾向というふうになっております。

4 ページ、資料 3-4 につきましては、直近5か年の各スキー場別の公費の支出額となっております。ここ5年間の4 スキー場への支出額は、約10億5,000万円となっております。単年度平均では約2億1,000万円というふうになっております。各スキー場とも、リフトや圧雪車の修繕料が大きく、これらの施設や設備につきましては老朽化していることから、修繕料は今後さらに増えるものと見込まれております。

5 ページ、資料 3-5 につきましては、直近の令和5年度の各スキー場の取引額であったり、冬期雇用者数というふうになっております。町内の仕入れあるいは町内取引につきましては、金額で見ればたかつえスキー場、割合で見れば南郷スキー場が最も高くなっております。

冬期雇用者につきましては、町民雇用の割合が、だいくらで92%、高畑86%、南郷79%となっております。一方、たかつえスキー場は、町民の割合が32%と低く、約半数は人材派遣となっております。

また、下段につきましては、地域別の人口について、参考までにまとめております。2035年の地域ごとの推計値につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の町全体の推計値に住民人口の地域別割合を掛けて算出しておりますので、参考としていただければと思います。

続きまして、6 ページ、資料 3-6 につきましては、日本のスキー人口の推移となっております。公益財団法人日本生産性本部が発行しているレジャー白書によりますと、スノーボード

を含む日本のスキー人口は、平成10年の1,800万人をピークに減少傾向となりまして、令和2年には430万人で、ピーク時の約24%まで減少しており、スキー、スノーボード関連産業を取り巻く環境は非常に厳しくなっていることが分かります。

7ページ、資料3-7につきましては、田島地域と南郷地域の年別降雪深の推移について、気象庁が発表しているデータを基にグラフ化したものとなります。年によってばらつきはございますが、少雪傾向となっており、温暖化が加速している近年は、少雪傾向が顕著となっていることが分かります。

続きまして、たかつえカントリークラブの基礎数値となります。

8ページ、資料3-8につきましては、たかつえカントリークラブの入り込み数と売上げの推移となります。入り込み数につきましては、町村合併した平成18年度以降、大幅な増減はなく、平成18年度と令和5年度を比較しますと、101.1%となっております。

町民の利用につきましては、データを取り始めた平成27年度以降、ほぼ横ばいで、コロナ禍の令和2年から令和3年度は利用者は増加しましたが、令和4年度、令和5年度等は減少となっております。

一方、売上げにつきましては減少傾向となっており、平成18年度と令和5年度を比較しますと、約7割となっております。これは、料金の安い平日であったり、シニア層の利用が増えたためと考察しております。

最後、9ページ、資料3-9については、直近5か年のたかつえカントリークラブの公費支出額となっております。支出総額は約1億5,000万円となりまして、雪害修繕を除く単年度の支出平均額は約2,500万円となっております。

なお、支出の主な内容は、毎年度の指定管理料でありまして、その他施設や設備の修繕、コース管理用車両の購入などとなっております。

以上、観光施設の在り方に係る経過と検討する際の基礎資料について説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これまでも、町のいわゆる観光施設、それから指定管理としている、あるいは委託もしているのかもしれませんが、説明については、事務方が受け止めた領域を超

えていないんですね。私からいうと、本来なら経営陣の資質というのを、やっぱり検証しなきゃいけないと思うんですよ。

それで、最初に質問したいのは多分、委員会でも報告があったんですけど、これら重要問題の顧問的な立場というか、意見を聞くという方を選任されたということなので、その方と何回くらい協議をこれまでされたのか教えてください。

○山内 政議長 総合政策課長補佐。

○佐藤隆士総合政策課長補佐兼企画政策係長 お答えいたします。

政策アドバイザーのことかと思いますが、今までのところ、こういった数値の取りまとめが主なものとなっております、具体的な検討につきましてはこの後、もうちょっと資料集めも含めまして、検討していく中で相談したいと思ひまして、今のところ、政策アドバイザーへの相談は1回もございません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうすると、結論を出すのは、町側としてはタイムリミットをどこに置いているのか、詳しくは分かりませんが、おおよそ見当できるとしても、進捗が遅れているような気がするんですね。つまり、先ほどの報告のように、意見書が相当出たりしているということは、相当やっぱり町民の中には、関心を持って行く末を見守っていると思うんですね。

そこに迅速に答えていくという意味では、いつまでも資料集めというか資料の見直しを、状況、時期が変われば資料は変わってきますから、そこを英断を持って、この時期をもって数値の判断をしてもらおう、状況を判定してもらおう、あるいはアドバイスをいただくというふうにはしないといけないと思うんですね。

そこで、お聞きしたいのは、町側は経営に参加することはできません。しかし、町が資本を全額出しているという、第三セクターの場合は、株式会社みなみあいづについては、そういうところには積極的に、やっぱり町が、経営と申しますか、将来の在り方に口を出していくというか、指導していくというか、そういう力を働かせるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

全くそのとおりだと思っております、統合してからコロナがあつて、経営が厳しくなってきたということから、関わり方について変えたというか、強化しているところでございます。今年度も、今まで四半期ごとで、各施設の経営の状況等を確認していたわけですが、本年度からは毎月実施しているところでございます。さらに機会を見てですが、不定期ではありますが、

私が取締役の方とお話をする機会を設けたりもしているところでございます。

今後、そういった経営陣の在り方というか、そういったことまでについては、今後、関わり方を再度検討して、改めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 多分9番議員からすれば、町長としてどう望んでいるんだというようなところが、非常に大きなポイントだと思います。

私もこの問題について、やっぱり会社の経営体制が、評価にあったように、厳しいご意見を文字面として出されております。これらを踏まえて、株主総会るとき、それからその後の取締役会等にも一緒に出席して、議会の議論も踏まえて、町の立場というものをしっかりお伝えし、改善してほしいところの話をしているところでございます。

また、必要に応じて社長との懇談をするなど、状況の伝達、それから町としての考え方の伝達というのを、これまで以上に強くしていかなくちやいけないというふうに思いますので、議員からそのようなお話をいただきました。我々としては引き続き、みなみあいづのやっぱり経営が安定をし、若い人たちが希望を持って働けるような、そういう会社になってほしいと、このように思っているところであります。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 一言で言えば、組織が仕事することはないんですよ。組織の中の一人一人が仕事をするんです。そして、その一人一人をうまく才能を生かしながら、方向性を打ち出しながら、しっかりとリーダーシップを発揮していく。これが会社経営の、いわゆる経営者たるゆえんですよ。

でも、残念ながら、私は個人攻撃するつもりは全くありませんが、前回の改善計画に出席された、あのときの質問に対する答弁を聞いている限り、私は残念ながら、その能力がある人がその職に就いているとは思えない。そのあかしとして、今でも私のところに不協和音が、いわゆる会社内の不協和音が電話やメールで届きます。それはほとんど愚痴でもある。しかし、その小さな愚痴が、一体となれない原因になっているんですよ。

ここを正すのは、私たちでもなければ、町民でもないんです。やっぱり出資者なんですよ。そここのところを、これから残された期間、しっかりと向き合ってもらいたいと申し上げて終わります。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応今日、このスキー場とゴルフ場の関係で、これは全て、指定管理料というのが全部、それぞれの箇所に入っているという理解をしていないと駄目なのか、まずそれが1点。あと……

○山内 政議長 一つ一つでいきましょう。

総合政策課長補佐。

○佐藤隆士総合政策課長補佐兼企画政策係長 お答えいたします。

指定管理料につきましては、たかつえカントリークラブのみとなっております、各スキー場への指定管理料というものはございません。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 もっとかみ砕いてお話ししますと、スキー場については、基本的な修繕料、例えば圧雪車の修繕、リフトの修繕、一定金額を超えたものは町で見ます、または、運行のための安全を確保するものは町の負担となりますというものが、今まで見えにくいところから、それぞれの年度ごとにどのぐらいかかっているのかというものを示したものであります。

ですから、指定管理料ではありませんが、その施設を運営するために町が負担している経費と、このように読み解いていただいて結構です。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 そうしますと、例えば4ページの資料3-4で、その他として少雪指定管理料という欄があるんですが、それがそれだと、今町長が説明した内容の分ですよという理解でよろしいんでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長補佐。

○佐藤隆士総合政策課長補佐兼企画政策係長 大変失礼いたしました。

指定管理料として出したのは、令和元年度、これは少雪によります影響について、この年だけ特別に指定管理料を出しております、その他の年度につきましては、指定管理料ではなくて、通常の一一定額を超える修繕、リフト及び圧雪車、その他ロジも含め、そういった一定額を超える修繕や、あと、ここにありますとおり、保険料であったり土地の借り上げ等について、町からの直接支出をしておるものでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 分かりました。

そうしますと、それぞれ、例えばスキー場のところ、だいくら、たかつえ、5ページのところを見て話ししています。

一応この数字で、例えばだいくらだと、1億5,440万1,000円という話、売上げを言いましたよね、先ほど数字、訂正。そして、それぞれ売上原価、取引額、そういうのを、あと一番下のほうは、冬期雇用者給与額、そして人材派遣云々とあるんですが、これの合計金額というのが、極端なことを言えば、必要経費ということなんでしょうかね。

ここの数字、例えば売上原価が1,400万何がし、あと取引額が8,300万何がし、あと冬期雇用、人材派遣を除くということで、一応1,800万円、合計して、私の数字が間違っていなければですが、1億1,640万8,000円というような、失礼、さっきのちょっと数字が変わっていますから、少しは数字違うんですが、その数字という理解でよろしいんでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長補佐。

○佐藤隆士総合政策課長補佐兼企画政策係長 お答えいたします。

これにつきましては、イコールではなくて、あくまで売上げは目安として、各スキー場の売上げとしていただいて、あと説明会時に、地域への影響はどの程度なんだか、そこを把握する必要があるだろうという意見がございましたので、そこを踏まえて、売上原価に占める町内からの仕入れの割合であったり、あるいは取引額に占める町内業者の利用の割合等を示したもの、さらには雇用の場の確保ということで、雇用はどうなっているんだというような意見もございましたので、そういったところを示したものにになりますので、スキー場を運営するために必要な経費をここに入れたというわけではないということでご理解いただきたいと思います。

当然、このほかに人件費、直接、冬期雇用者以外の直営というか、正社員の人件費も別途かかっておりますし、そういったところはここには記載しておりませんで、あくまでそれぞれのスキー場が地域に対して、雇用であったり、あるいは仕入れ、取引等で、どの程度の影響を及ぼしているのかというところを示させていただいた資料となっているということでご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 そうしますと、例えばたかつえが、売上げが3億5,800万円というような形で、その下のを足してみると3億3,000万円という数字が、私、間違いなければ出てくるんですよ。高畑は4,800万円に対して、経費、売上げとかそういうものが4,900万円、そして、南郷が9,300万円に対して7,000万円というような数字なんですよね。だから、それは、比べても参考にならないというような形になっちゃうんですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

今回お示しましたこのデータにつきましては、まず、売上げがどのくらいあって、そのうち、その売上げに占める、売上げに対して売上原価という、仕入れのお金を支払っているわけなので、その原価がどのくらいあって、それに対して、町内の事業者の方から仕入れている額というのは、どのくらいを占めているのかということ把握するために整理したものになりますので、これまで出してきた決算であったり、観光施設の評価の本編とかサマリー版にあった数字であったりとは、ここが多少違っている。かなり違っている部分もあるかと思しますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 既に配ってあるサマリー版、これのそれぞれの施設のところに、年度別の収支の状況が出ております。ですから、全体的な数値を確認いただくときには、このサマリー版のほうを追ってください。

今回お示したのは、あくまでも町内に対する効果、それが数値の指標として見られるかどうかというものを、売上げの調達率だったり、地元の雇用率だったり、そういったものを今回出したものですから、これを足した数字が、それぞれの施設の収入と支出ということではありませんので、それを見るのであれば、サマリー版のほうをご確認いただきたいと思います。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ぜひ、私が見たときにも、もう少し分かりやすい数字で提案をしていただければ助かります。

あと、先ほど町長のほうから、サマリー版というような形で一応出たわけですが、例えば、私のすぐ隣の滝原地区、憩の家の関係が今回出ましたというか、その報告も、憩の家をやめるような形の話というのが出まして、地区的にも大分動揺しておるようでございます。

私もこれらについて、日程的なものからいいますと、一応、最終的には今年の年度末までに方向性を出すというような言い方がされているんですが、それはトータル的なものなのかどうか、ちょっとその点、お聞きしたいと思います。

○山内 政議長 今日提案された内容と違いますが、答弁は大丈夫ですか。

取りあえず今日提案されたのは、スキー場とゴルフ場ということの提案ですが、ほかにありますか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 じゃ、それはまた後の機会、後にあるのかどうかちょっとあれなんですけど、これらについて、一応、スキー場とゴルフ場については、サマリー版でも若干入って

いましたけど、継続するものが1か所で、あとは、それ以外については民間に譲渡するとか、そういう方向で今後検討がされていくという認識でよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

この観光施設の評価結果をそのまま踏襲するのではないというふうに考えていまして、そのために、今日お示ししましたこういったデータを基に、町としてどう判断していくかということとを今詰めているところでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 今ほどの話、関係で、一応、スキー場の関係とゴルフ場というような形で、分かりました。

そして、そのほかのところは、私の意見として申し上げますが、一応ほかの施設もああやって、今回サマリー版で16か所が出ているわけですね。そうすると、それらについても、大まかな方向性が一定程度、この年度末までというような形で出たやに私は認識しています。

そういった協議をどのように今後進めていく考えなのか、包括的にトータル的に考えているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 答えいたします。

まず、スケジュールについて改めて、5月に一度説明させていただきましたが、もう一度説明させていただきますと、年内にまず方針案を固めていきたい。12月の議会、全員協議会時には、その方針案の説明をさせていただきたいと思っています。

その後、年が明けましてから、1月から3月の間に、町民の方々にその方針案の説明と意見を聞く場といたしまして、タウンミーティングを実施していきたいというふうに考えています。それらを受けまして、年度が替わってから、6月の議会頃の全員協議会では、決めた方針について報告させていただきたいというふうに考えているところでございます。

ですので、その間、今回、このデータを改めてもう一回精査した上で、住民へのそういった説明だったり住民の意見を聞くという、そういう場をタウンミーティングだけでいいのか、それとも、その前に少し、方針案を固める前に改めて聞くのかということは、今後内部でも協議していきたいというふうに考えているところでございます。

○山内 政議長 ほかにございませんか。

ないようですので、これで（3）観光施設の在り方検討に係る経過報告についてを終わります。

す。

町長からの協議議題は全て終了しました。

この後、執行部の皆さんは退席となります。

執行部の皆さん、大変ご苦勞さまでございました。

この後の会議は議員のみで行います。議員の皆さんはそのままお待ちください。

〔執行部退席〕

○山内 政議長 次に、（４）南会津町議会グループLINE運用申合せ事項（案）についてを議題とします。

議会DX推進委員長より説明をお願いします。

議会DX推進委員長、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 それでは、議会のDX推進委員会のほうから、南会津町議会グループLINE運用申合せ事項について提案したいと思います。

まず、提案の目的ですが、7月10日に行われた議員懇談会后、運用が開始された南会津町議会グループLINEは、7月27日に全員の登録が完了し、様々な事件において有効な役割を果たしております。改めて、議員の皆様のご協力に感謝申し上げたいと思います。

一方、運用ルールの整備はいまだ行われておらず、参加者の経験と良識に任せた運用となっているため、幾つかの課題が指摘されるようになっていきます。

そこで、今回、3つの課題に分類して、運用上の申合せ事項を提案し、共通理解を図りたいと思います。

2番の現在明らかになっている運用上の課題と対策ということで、まず課題1の部分では、主に事務局からの連絡等に対する返信をリアクションという形で行う。

詳しくは（1）番ですが、課題の概要として、現在、事務局からの連絡等に対して、多くの議員が、「了解しました。」とか「確認しました。」等のコメント、これ、LINE上ではトークというそうなんです、トークルームへ入れて、事務局へ既読の返信を行っています。この場合、LINEのシステムでは、重要な部分である事務局の連絡がトークルーム画面の上へ上へと送られていって、画面から見えなくなってしまう、その後、探すのに苦勞する場合があります。

これを解消するための（2）対策として、「了解しました。」「確認しました。」のような簡単な返信は、できるだけ行わないように推奨したいというふうに考えます。ただし、誰が既読になっているかは、発信者として重要な情報であることから、リアクションという機能を活

用して、それを強く推奨したいと思います。リアクションを送信すれば、誰が確認済みなのか、簡単に把握することができます。

資料①も添付したんですが、取りあえずリアクションの方法については、後ほど、また資料①を使って丁寧に説明したいと思いますが、続けて文章を読み上げていきます。

ここで推奨とする理由ですが、これまでどおり、トークによる問合せや意思表示が必要な場面も想定できますので、一律禁止ということにはしないで、ある程度自由な運用もできるようにしておきたいということです。

あとは、この場合のそのほかの対策として、①番、不要なトークは削除して、大切な連絡、通知のみを残しておくこともできる機能があります。このときは、自分のトーク画面から削除されるだけで、ほかのメンバーの方の画面には影響ありませんので、もしもいろんな情報が邪魔で仕方がないというときには、削除をしていくと見やすくなるかなというふうに思います。

②番ですが、重要な連絡等は、キープメモという機能もあります。そこに、別なところに保存しておくということもできますので、これを活用すると、見過ごすことがないかなというふうに思います。

それから、③たくさんのトークがあるわけなんですけど、その中から必要なものだけを探したいときには、検索という機能を使って、キーワードを入れることで、取り出したい情報を探し出すこともできるということがあります。

続けて、課題2のほうに入ります。

トークを行う時間帯にルールを設けたいということです。

それは、(1)の課題の概要ですが、トークメッセージ受信時の着信音をオンにしている方がいらっしゃるわけなんですけど、メッセージが届くたびに通知音が、その場合鳴ります。そうしますと、就寝時でも鳴って、場合によっては睡眠妨害というふうになってしまうことがあります。

これに対する(2)対策として、人によって生活リズムは異なりますが、午後10時から午前6時までのトーク送信は、お互いに控えるようにしますということで、ただし、先ほど紹介したリアクション機能を使って送信をすれば、これは通知音が鳴らない仕組みになっていますので、これについては時間制限はしないということにしたいと思います。

また、LINEを含めたSNS等では、自分の生活スタイルに合わせて送受信することが、これは世間一般では普通になっていますので、時間制限をその他の部分では、することは考えておりません。この申合せは、議会グループLINEのみの適用というふうに考えたいと思

ます。

それで、そのほかの対策として、（３）ですが、LINEの設定で通知オフの機能がありますので、就寝時には通知をオフにするかマナーモードにすれば、夜間時の受信対策にはそれぞれ異なりますということも紹介しておきたいと思います。

課題３です。会議、懇親会等への参加連絡確認ですが、これは投票の機能を活用してはどうかということです。

（１）課題の概要ですが、会議や懇親会の参加・不参加の確認、これまでも幾つかあったんですが、グループLINEを活用することは有効ですけども、課題１と同様に、各議員が参加態度、参加しますと全員がトークで返すと、トークルームが「参加します。」とか「しません。」という返信であふれてしまいます。

それで、（２）対策なんですけど、情報発信者は投票か日程調整というアンケートの機能がありますので、それを使って作成し、対象者、議員のほうはアンケートに答える形で意思表示をします。これによって参加・不参加の確認が効率よくできるようになりますということで、これについては資料２を準備しました。

スクリーンのほうを見ていただきたいと思うんですが、それではスクリーンのほうをご覧ください。

皆さんの２枚目に添付してある資料①と同じ画面がスクリーン上に出ています。LINEのトーク画面で、リアクションの方法、さっきの課題１の部分、これを実際の画面を使って説明したいと思いますが、LINEの画面のここがトークルームというふうになるんですね。一人一人が答えた吹き出しに入っている部分が、トークということになるわけなんですけど、このときは、議会事務局からこういった連絡が届いているわけです。この部分ですね。これは、９月２日、３日に予定していた議員研修会が変更になるという連絡だったわけなんですけども、これについて、「了解しました。」とかというトークがずっと来るわけなんですけど、これが多数になると、極端に言うと十五、六人分、全員になると、大事なトークがずっと上のほうに隠れてしまうわけです。

そこで、リアクションなんですけど、①のところをご覧ください。

このところに、はい、「見ました。」ということでリアクションをしたいというときには、このメッセージを、ロングタップというんですが、指先で、普通はぴっと触るだけなんですけど、これを一、二秒、長押しということで触れるわけです。ちょっと長押しします。そうしますと、こういう画面が出てきます。

画面の上に黒い吹き出しと、上にアニメの顔が6つ出てくるんですね。この顔の部分が大事なんですけども、図2のような表示が出ますので、自分の伝えたい気持ちに近い顔アイコンをタップすると。通常は左端で、「オーケー」「大丈夫です。」一応、顔アイコンの大体の意味、左から下のほうに書いておきましたけども、ここに書いておきましたが、一番左端が、「いいね。」とか「了解しました。」という意味ですので、左端を使うことが多いということです。

これだけで反応済みです。終了です。その後は、特に何もする必要ないわけですから、今までのように、「了解しました。」と文字を打ち込むよりは、はるかに簡単にできるわけですね。もう一回ですが、リアクションしたいトークをロングタップ、一、二秒タップをして、出てきた顔マークの左端のアイコンをタップと、これで終了です。

そうしますと、今度は下のほうに書いてありますが、トークの部分の下のところ顔マークが幾つか表示されます。これはリアクションした人の数だけ、ちっちゃい顔アイコンが増えていくわけです。10人リアクションすれば、10個の顔マークが並びます。

この顔マーク、誰がリアクションしたのかというのは、顔マークのところをタップすると、別画面が出てきて、リアクションした人の名前がずらっと出ますので、今までは、「了解しました、誰々です。」というふうに名前付の方もいらっしゃったんですが、これは顔だけで、あとはこの顔をタップすれば、人の名前も分かりますということです。

それでは、資料2を使って、課題3のアンケートの回答の方法までいきたいんですが、一遍にいろいろとという話になると混乱してしまいますので、取りあえず資料①のところで、もしもよろしければ、簡単に練習をしてみたいと思うんですが、そこで議長にお諮りしたいと思います。今まで議場の中では、議員の申合せで、スマートフォンとか携帯電話、通信機器の使用は認められていなかったんですけども、練習のためにこの時間、一時的に、議場内でのスマートフォンの使用を許可していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 ただいま議会DX推進委員長より、全議員にグループLINEのルール等を理解していただくため、本日に限り、議場での携帯電話の使用を認めてほしい旨の申出がありました。

お諮りします。南会津町議会運営申合せ事項の第3、その他の運営に関する事項の4、その他の(2)において、議場では携帯電話、スマートフォン、タブレット等の使用を禁止すると規定されておりますが、実際に操作してみることで、より理解が深まれると思われることから、本日に限り議場での携帯電話の使用を認めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本日に限り、議場での携帯電話の使用を認めることに決定しました。

それでは、引き続きDX推進委員長より、操作方法の説明をお願いします。

○5番 古川 晃議員 ありがとうございます。

それでは、またちょっと時間をいただきたいと思います。

それでは、手元にスマホをご準備していただければと思います。間もなく多分、議会事務局から連絡が届くと思いますので、届いたら、その内容を確認し、リアクションをしてみてください。届きましたよね。

○山内 政議長 局長。

○星 博文議会事務局長 今来ている通知は本物です。これは偽物じゃなくて、本物の通知ですので、びわのかげ保育園から、運動会の案内ということで、もし都合のつく方はぜひ見に来てくださいという文書が議長宛てに届きましたので、皆さんにお知らせする、これは本物でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○5番 古川 晃議員 それでは、よろしいでしょうか。

というようなことで、リアクションをするとオーケーですので、操作の仕方を忘れたときは、今までどおり、「了解しました。」と返信していただければ。

それでは、次にいきたいと思います。

プリントの一番最後の資料②になるわけなんですけど、アンケートの作成、回答の方法ということでまとめておきましたが、アンケートの作成方法（1）のほうは、どちらかというと議会事務局のほうでやる中身ですので、（2）のアンケートの回答方法のほうでいきたいと思ひます。

今送りましたけども、「投票練習です。議会グループLINEのリアクションはできるようになりましたか。」というようなことで、ここは投票するところをタップしていただき、今日の中身が「分かった」「大体分かった」「分からない」と、自分の今の状態に素直に答えていただいて、白丸の部分、そこをタップしていただくと、赤いチェックマークがつかますので、その後、下のほうにある投票ボタンを押して、おしまいです。下の投票ボタンを忘れないでください。

そうしますと、今現在は13名の方が「分かった」と、「大体分かった」が1名と。あと、1回終わってしまった分、再投票でやり直すことは何回でもできますので、では、よろしいでしょうか。ご協力ありがとうございました。

今、アンケートの結果を見ると、「分かった」14、「大体分かった」3、「分からない」1ということですが、この数字の部分、「分かった」14の数字の部分をクリックすると、分かったに投票した人の一覧がずらっと出てきますので。ですので、これが活躍する場面は、例えば懇親会ですとか、会議への出席・欠席の連絡ですとか、これでやれば、トーク画面がいっぱいにならずに、クリックをすれば、誰がどこに投票したかというのがすぐ分かるということです。

このような形でやっていきたいと思っておりますが、いかがでしょうかということ。

では、私のほうからの提案という形で、取りあえず終了させていただきます。

○山内 政議長 これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

質問、ご意見等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 ないようですので、これで（４）南会津町議会グループLINE運用申合せ事項（案）についてを終わります。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 以上で、協議議題は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

これをもちまして、令和6年第4回南会津町議会全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時24分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は
事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政